

教職員の勤務状況等調査結果【令和7年9月のまとめ】

令和7年11月 群馬県教育委員会 学校人事課管理係

毎月の勤務状況等調査に御協力いただきありがとうございます。令和7年9月分の勤務状況等調査の集約結果を以下の通り報告いたします。



令和7年9月の状況について

■令和6年9月との比較では、時間外在校等時間45時間以上の方の割合が、小・中・高の校種においては減少しています。

夏休み明けの9月、運動会の準備などで業務が多くなりながらも時期ではありますが、小学校、中学校で、特に45時間以上の方の割合が減少となっております。各学校、先生方の御協力に感謝申し上げます。学校がより働きやすい職場、魅力ある職場となりますよう、今後ともよろしくお願いいたします。

		45H超	80H超
小学校	令和6年9月	16.5%	0.7%
	令和7年9月	16.0%	0.7%
		0.5pt減	増減なし
中学校 (義務教育 学校含む)	令和6年9月	45.1%	8.1%
	令和7年9月	42.7%	7.7%
		2.4pt減	0.4pt減
高等学校 (中等教育 学校含む)	令和6年9月	24.9%	5.4%
	令和7年9月	24.8%	5.1%
		0.1pt減	0.3pt減
特別支援 学校	令和6年9月	2.6%	0.1%
	令和7年9月	3.4%	0.4%
		0.8pt増	0.3pt増



公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)

(令和7年9月27日)

給特法等改正法の成立にともない、文科省より広報資料が出されております。右の資料は「校長先生等の皆様へ」とありますように、教師の健康・福祉の確保に向けた取組について紹介されております。

法改正等を踏まえ、各学校においては、「教育職員の時間外在校等時間の縮減」「改善のために業務が積みあがらないようにすること」「働き方改革を地域や保護者と連携して進めること」といった取組の推進が改めて記載されております。

また、教師の健康・福祉を確保するとともに、教師が教師でなくてはできないことに集中することができる「チーム学校」の実現に取り組むことも紹介されております。引き続き、各学校におかれましては、校長先生のリーダーシップのもと、教職員一人一人が働き方改革の視点を持ち、協働して業務を進めていくことを大切にいただければと思います。※広報資料には、教育委員会向け、首長部局向け、地域・保護者向けも掲載されております。

→【参考資料】給特法等一部改正法 広報資料 (PDF:1,288KB)

教師の健康・福祉の確保に向けて

校長先生等の皆様へ

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の時間外在校等時間の縮減

学校評価の結果に基づき学校運営の改善のための措置を講ずる際、改善のために業務が膨らみすぎないようにすること

学校運営の「基本的な方針」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、地域や保護者と連携しながら取組を推進

といった取組を進めていきましょう！

取組モデル1 日課表の見直し

校長先生 朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、清掃を朝活動の時間に行うなどの見直しを行いました。その際、保護者へしっかりと意図を説明しました。

先生 清掃を毎日行わなくても、さほど問題が生じないことがわかりました。また、子供の下校時刻が早くなり、放課後の業務にゆとりができました。

保護者 朝読書がなくなることへの不安や、校内が汚くなるのではないかと懸念もありましたが、丁寧に説明してもらえたことで安心できました。

取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生 学校により勤務状況を掲載しました。時間外在校等時間の多い月には、その要因となった業務(学校行事とテストの作成・採点が重なったことなど)についても掲載し、背景を知ってもらうようにしています。

保護者 先生方がかなり忙しい生活を送っていることがわかりました。協力できることがあれば言ってください。

先生 自分と他の教師の時間外在校等時間を比較することができ、自身の働き方を見直さきっかけになりました。

校長等の管理職は、教師の健康を守る「安全配慮義務」があります

教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備を行い、健康管理に取り組む必要があります

その際、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師については、現状の把握と、具体的な手立てを最優先で講じることが重要です

安全配慮義務に関する義務

使用者は、その雇用の目的を達成するために必要とする業務を遂行するためにこれを管理するに際し、業務の遂行に必要と認められる労働者の生命身体を危険にさらすおそれがある業務の遂行を命ずることがないよう注意する義務を負うこととするが前提であり、使用者に代わって労働者に労働上の危険を伴う業務を行わせる場合は、労働者の安全を確保するための措置を講ずるべきものである。

国や教育委員会では、教職員定数の改善や支援スタッフの充実などの環境整備を進めてきています。

学校においても、教師の健康・福祉を確保するとともに、教師が教師でなくてはできないことに集中することができるチーム学校の実現に取り組んでいきましょう

全国初年度研修「先生のための働き方改革」

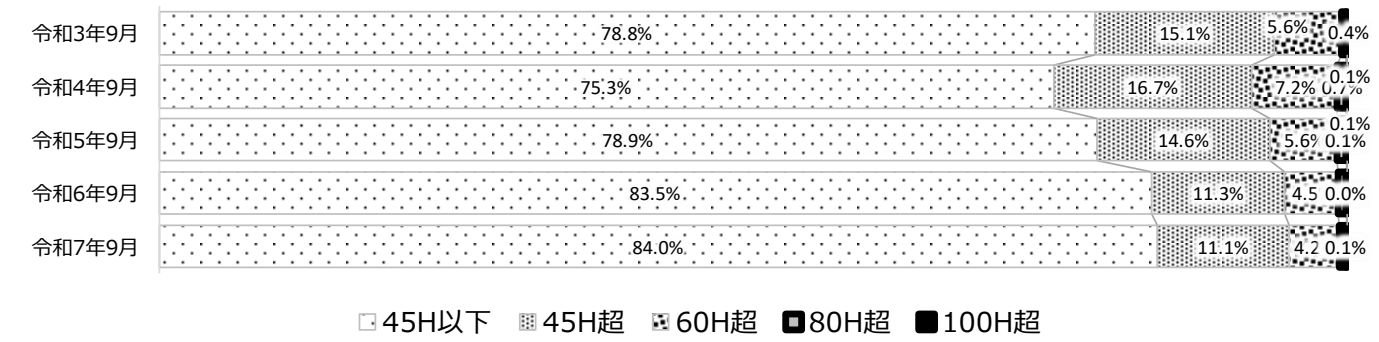


「令和7年度 教職員の業務状況等調査」に御協力いただきありがとうございます

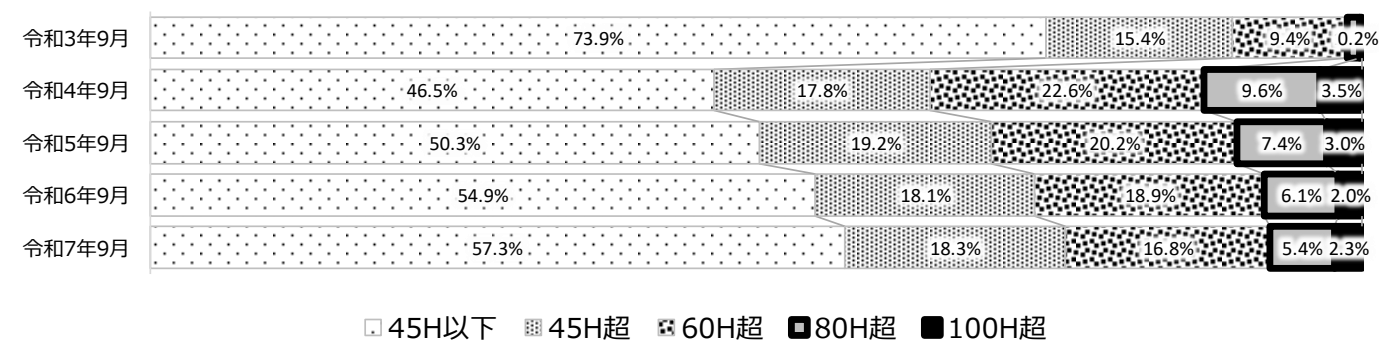
■県立・市町村立学校の全校校長先生と、抽出校として指定させていただいた学校の教職員の皆様を対象とした「令和7年度 教職員の業務状況等調査」を実施しています。すでに多くの校長先生、抽出校の教職員の方から御回答をいただいております。お忙しいところ御協力をいただき、誠にありがとうございます。Microsoft Forms上での回答は11月28日(金)までとさせていただきますので、未回答の方におかれましては、御協力の程よろしくお願いいたします。

時間外在校等時間の状況【9月の経年変化】

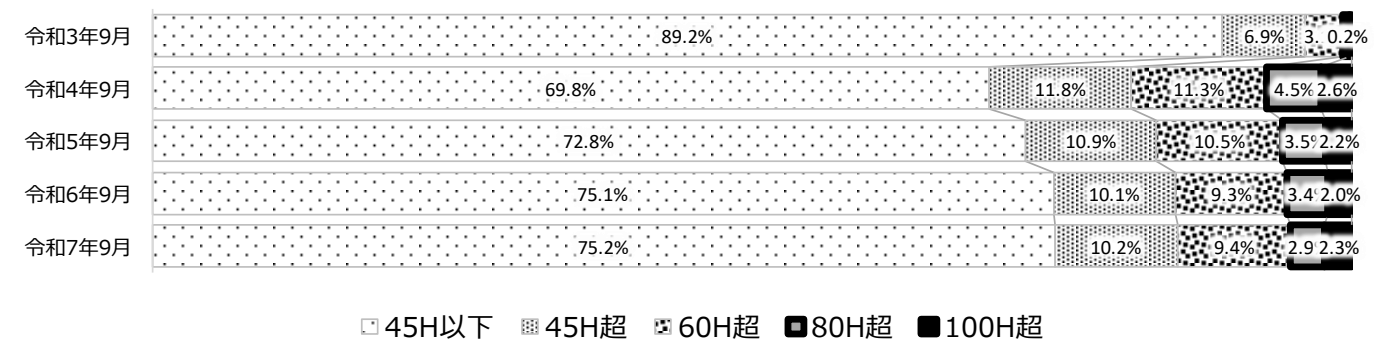
1 小学校の状況



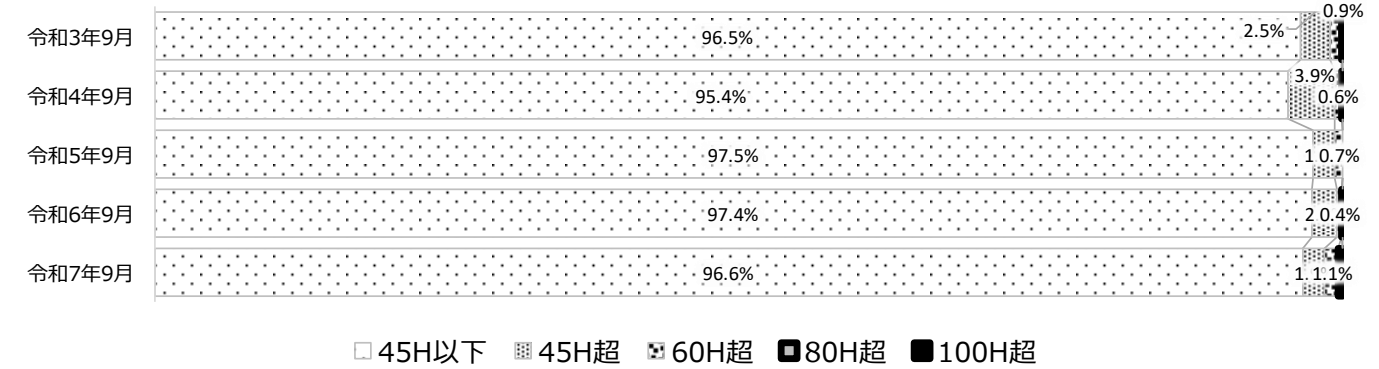
2 中学校の状況（市立の義務教育学校を含む）



3 高等学校の状況（県立・市立の中等教育学校、市立の高校を含む）



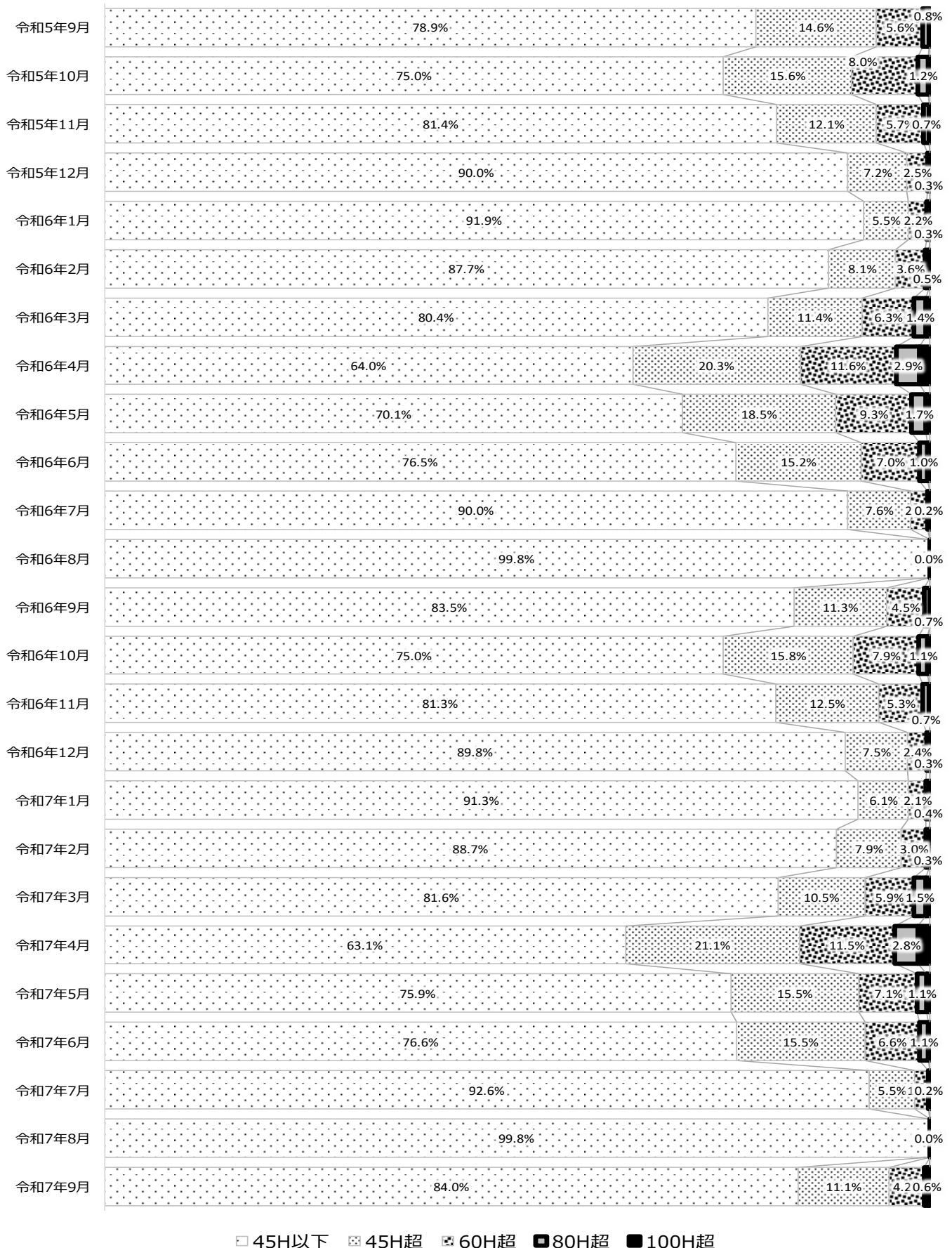
4 特別支援学校の状況（市立の特別支援学校を含む）



時間外在校等時間の状況【令和5年9月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

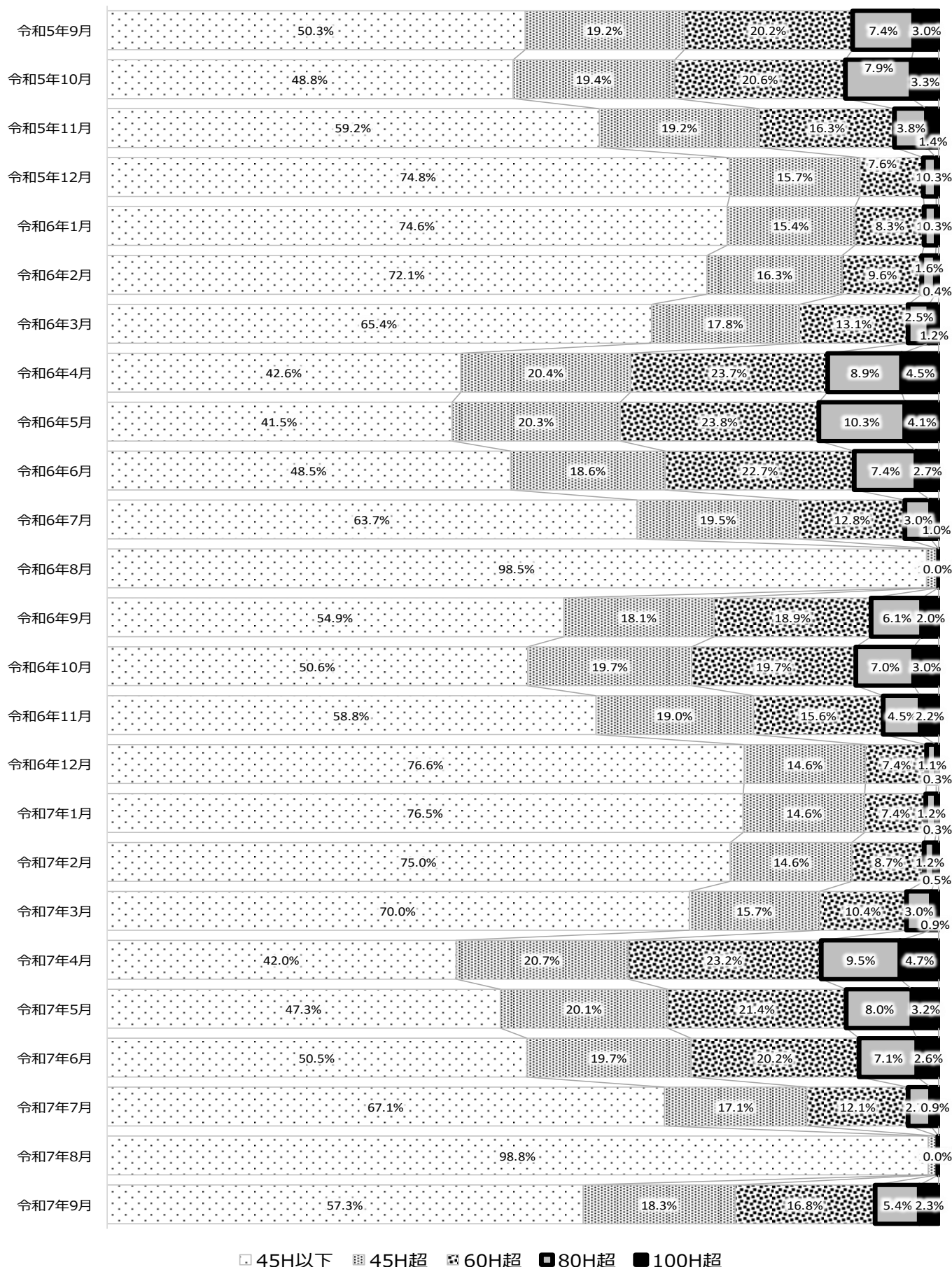
1 小学校の状況



時間外在校等時間の状況【令和5年9月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

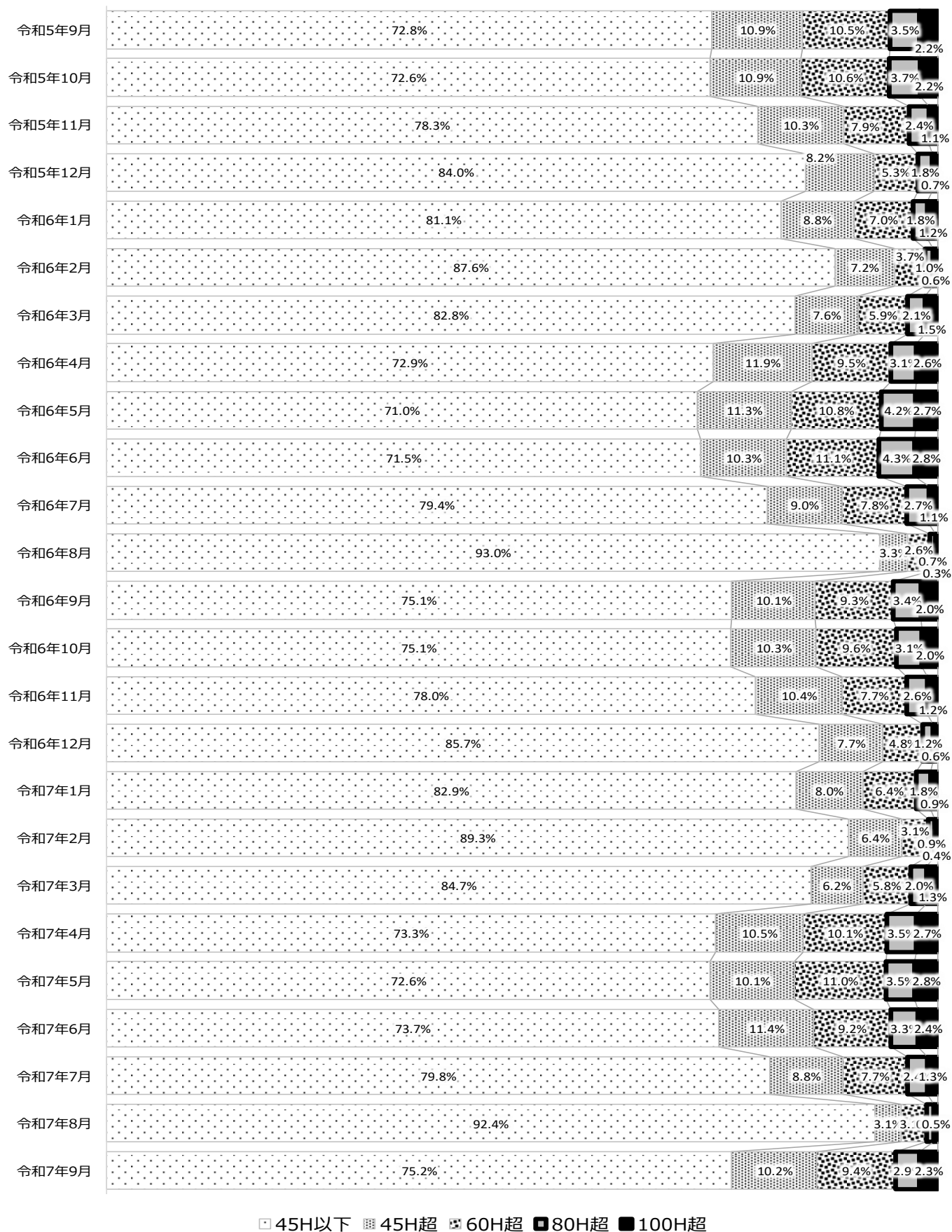
2 中学校の状況（市立の義務教育学校を含む）



時間外在校等時間の状況【令和5年9月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

3 高等学校の状況（県立・市立の中等教育学校含む）



□ 45H以下 ■ 45H超 ■ 60H超 ■ 80H超 ■ 100H超

時間外在校等時間の状況【令和5年9月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

4 特別支援学校の状況（市立の特別支援学校を含む）

